

新潟県立大学履修規程

(平成 21 年 4 月 1 日規程第 62 号)

改正 平成 23 年 3 月 8 日

改正 平成 29 年 1 月 17 日

改正 令和 2 年 2 月 18 日

改正 令和 7 年 1 月 21 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、新潟県立大学学則（以下「学則」という。）第 43 条第 5 項及び第 43 条の 2 の規定に基づき、授業科目の履修方法等に関し必要な事項を定めるものとする。

(履修科目の登録)

第 2 条 学生は、履修しようとする授業科目について、所定の期日までに履修登録を行わなければならない。

2 履修科目の登録は、履修届を届け出ることによって行うものとする。

(履修科目の登録の上限)

第 2 条の 2 適切な履修計画による学修を推奨するため、別に定める授業科目を除き、学生が 1 学期に履修科目として登録することができる単位数の上限は次の表に掲げるとおりとする。

学部	学科	履修登録単位数の上限
国際地域学部	国際地域学科	1 学期に履修科目として登録できる単位数の上限は 24 単位とする。
人間生活学部	子ども学科	1 学期に履修科目として登録できる単位数の上限は 26 単位とする。
	健康栄養学科	
国際経済学部	国際経済学科	1 学期に履修科目として登録できる単位数の上限は 26 単位とする。

2 直前の学期までの累積 Grade Point Average (評定平均値。以下「GPA」という。) が 3.0 以上の学生においては、次の学期に履修科目として登録することができる単位数の上限は 30 単位とする。

3 前項までに定めるもののほか、第 1 項に定める単位数の上限を超えて履修

科目として登録することができる特別な事情があると認められる学生については、教務委員会の議を経てこれを許可することができる。

- 4 前項までの規定にかかわらず、4年次及び学則第38条により入学した学生については、履修科目として登録することができる単位数に上限を設けないものとする。

(履修の禁止)

第3条 次に掲げる授業科目は、履修することができない。

- (1) 登録をしていない授業科目
 - (2) 既に単位を修得した授業科目
 - (3) 授業時間が重複する授業科目
- (授業科目等)

第4条 授業科目の種類、配当年次、単位数、必修・選択の別および卒業要件は、別表1のとおりとする。

- 2 教育職員の免許取得に必要な授業科目等の種類、配当年次、単位数、必修・選択の別および卒業要件は、別表2のとおりとする。

- 3 栄養士の免許取得に必要な授業科目の種類、単位数および必修・選択の別は、別表3のとおりとする。

- 4 保育士の免許取得に必要な授業科目は別表4のとおりとし、免許取得に当たっては、そのすべての科目を必修とする。

(試験)

第5条 定期試験は、学期末に期間を定めて行う。ただし、実験、実習、演習等については、試験を行わずに成績を定めることがある。

- 2 前項の規定にかかわらず、授業科目によっては随時試験を行うことがある。

- 3 受験資格は、あらかじめ履修登録手続の完了した科目について、授業時間数の3分の2以上出席した場合に認められる。

(成績評価)

第6条 成績の評点は、試験の成績および平常の成績等を総合して、100点満点で採点する。

- 2 成績の表示は次のとおりとし、A（秀）、B（優）、C（良）及びD（可）を合格とし所定の単位を与える。

	評価評点
A（秀）	90点以上
B（優）	80点以上90点未満
C（良）	70点以上80点未満
D（可）	60点以上70点未満

F (不可)	60点未満
--------	-------

3 前項のほか、評点を付さない授業科目については、合格、不合格をもって表す。

4 不合格になった科目は、改めて再履修することができる。

(追試験)

第7条 所定の試験に欠席した者に対する試験（以下「追試験」という。）は、行わない。ただし、病気その他特別の理由により、やむを得ず受験できなかった者に対しては、願い出により追試験を行うことができる。

2 前項の規定による追試験は、追試験願に、病気の場合にあっては医師の診断書、その他の場合にあっては理由書を添付して、指定された期間内に提出しなければならない。

(再試験)

第8条 試験を受験して不合格となった者に対する試験（以下「再試験」という。）は、行わない。ただし、やむを得ない事情により担当教員が再試験の必要を認める場合は、これを行うことができる。

2 再試験による学修の評価は、69点をもって上限とする。

(学修指導)

第9条 試験の評点により算出される学生のGPAに応じて、学修指導を行うものとする。

(卒業研究の履修条件)

第10条 卒業研究は、次の各号の条件を満たした者が履修することができる。

(1) 休学期間を除き3年以上在学している者

(2) 3年次までに学科ごとに定める科目の単位を修得している者

2 前項の規定にかかわらず、教授会が適当と認めた場合には卒業研究を履修できるものとする。

(専門演習の履修条件)

第10条の2 国際経済学部専門演習は、専門演習履修前までに国際経済学部が定める科目の単位を修得している者が履修することができる。

2 前項の規定にかかわらず、教授会が適当と認めた場合には専門演習を履修できるものとする。

(不正行為)

第11条 定期試験に不正行為をした者については、学則第66条第1項の規定による懲戒処分のほか、その期間に実施するすべての試験を無効とする。

(他の大学において修得した単位の認定)

第12条 学則第48条の規定により他の大学において修得した単位数の認定を受けようとする者は、次に掲げる書類を所定の期日までに学長に提出しなけれ

ばならない。

(1) 単位認定願

(2) 単位修得証明書（派遣先の大学等の長の発行するもの）

（大学以外の教育施設等における学修に係る単位の認定）

第13条 学則第49条の規定により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数の認定を受けようとする者は、次に掲げる書類を所定の期日までに学長に提出しなければならない。

(1) 修得単位認定申請書

(2) 本学が認めた学修に係る成果等の通知の写し（当該学修を実施する団体等の発行するもの）

（入学前の既修得単位の認定）

第14条 学則第50条の規定により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数の認定を受けようとする者は、次に掲げる書類を所定の期日までに学長に提出しなければならない。

(1) 既修得単位認定申請書

(2) 卒業証明書又は在籍証明書（出身大学等の発行するもの）

(3) 成績証明書（出身大学等の発行するもの）

(4) 申請する授業科目について、出身大学等が作成した科目の内容、単位制度等単位の換算・認定に必要な書類

（委任）

第15条 この規程に定めるもののほか、授業科目の履修方法等に関し必要な事項は、教授会が定める。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行し、平成21年4月入学生から適用する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行し、平成29年4月入学生から適用する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行し、令和2年4月入学生から適用する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行し、令和7年4月入学生から適用する。